

**お知らせ 福祉事業所による製品販売会 @役場**

問 社会福祉課(役場2階)  
☎823-9207 FAX.823-9627

今年度から、**障がいのある皆さんが一つ一つ丁寧に作ったお菓子や食品、雑貨などを役場で販売**しています。  
ぜひ来庁のうえ、ご賞味ください!

日付	時間	事業所名	製品
12月 3日(火)	11時50分 ～ 12時30分頃	はぐくみの里	パン、加工食品など
		自立訓練事業所ラルゴ	手芸用品、雑貨
12月12日(木) @っとひろしま!マルシェ	11時45分 ～ 12時30分頃	ユキ園	パウンドケーキ、シフォンケーキ、クッキーなど
		ポーポーの木	パン、クッキーなど
		海田なかよし実習所	クッキー、焼き菓子など
		自立訓練事業所ラルゴ	手芸用品、雑貨
12月24日(火)		ポーポーの木	パン、クッキーなど

- 場所** 役場1階 町民交流スペース  
※完売時は終了時間前に終了することがあります。  
※都合により、休みとなる場合があります。変更の際は海田町ホームページにてお知らせします。



**お知らせ 令和7年二十歳のつどい**

問 生涯学習課(役場3階)  
☎823-9217 FAX.823-9256

令和7年二十歳のつどい(旧名称:成人祭)を次のとおり開催します。

- 対象の人は、ぜひ出席してください。
- 日時** 令和7年1月12日(日) 13時30分から(12時30分から受け付け開始)  
※式典以外の行事は行いません。
- 場所** 織田幹雄スクエア ホール  
※駐車場はありません。(送迎は可能です)
- 対象** 平成16年4月2日～平成17年4月1日生まれの人  
※11月中旬時点で海田町に住民票がある対象者に案内ハガキを送付します。現在、他の市町村に住民票を異動している人も参加できますので生涯学習課まで連絡してください。

**お知らせ 下水道への早期接続**

問 上下水道課(役場3階)  
☎823-9214 FAX.823-9839

海田町の下水普及率は99.41%(令和6年3月31日時点)です。

公共下水道は地域の皆さんに利用されなければ、目的を果たすことができません。下水道が整備された区域の人は、**快適な生活と周辺地域の環境改善のためにも速やかに接続していただくよう協力をお願いします。**

なお、**接続工事は必ず海田町排水設備指定工事店に依頼してください。**

また、接続する際の費用を、一定の要件のもと、無利息で貸し付けています。指定工事店が皆さんに代わって手続きを行います。気軽に相談してください。

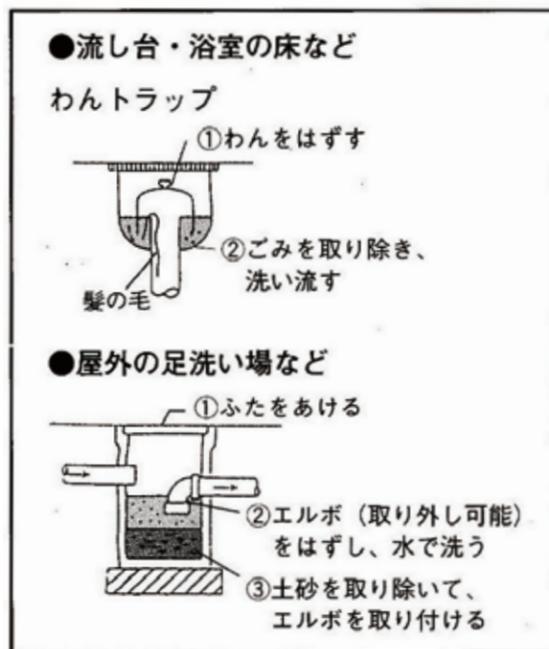
**お知らせ 排水管の大掃除も忘れずに**

問 上下水道課(役場3階)  
☎823-9214 FAX.823-9839

年末の大掃除でつい見過ごしてしまうのが**排水管の清掃**です。

排水設備は、器具やますに水を貯めることで、悪臭や害虫が屋内に侵入することを防ぐトラップ構造となっています。この装置に**髪の毛やゴミ、ごはん粒などが貯まると、管が詰まり、悪臭の原因**となります。

この装置を掃除するだけで、排水設備は若返ります。公共下水道に接続している人は、今年の大掃除に排水設備の掃除も加えましょう。



**お知らせ 都市計画変更案の縦覧**

問 まちデザイン課(役場3階)  
☎823-9634 FAX.823-9203

広島圏都市計画区域区分およびそれに伴う用途地域に関する都市計画の変更案の縦覧を行います。計画に対して意見がある人は、縦覧期間中に意見書を提出することができます。

- 都市計画の変更案** ①広島圏都市計画区域区分 ②広島圏都市計画用途地域
- 計画の概要** 市街化区域内にある土砂災害特別警戒区域のうち、建物のない低未利用地の一部を市街化調整区域へ編入し、用途地域の指定を解除します。
- 縦覧期間** 12月9日(月)～12月23日(月) (閉庁日を除く平日の8時30分～17時15分)
- 縦覧場所** 広島県都市計画課、海田町まちデザイン課 ※②は海田町まちデザイン課のみ。
- 意見書の提出先** ①12月23日(月)までに、広島県宛 ②12月23日(月)までに、海田町宛
- 問い合わせ先** 広島県都市計画課、海田町まちデザイン課 ※②は海田町まちデザイン課のみ。

**お知らせ 人権絵本の配布**

問 社会福祉課(役場2階)  
☎823-9207 FAX.823-9627

10月と11月に町内の幼稚園・保育園に対し、人権擁護委員の皆さんと一緒に「思いやりの心を大切にしよう」というメッセージを込めて、絵本を配布しました。



**お知らせ 人権啓発パネル展**

問 社会福祉課(役場2階)  
☎823-9207 FAX.823-9627

人権に関するさまざまなテーマのパネルを展示します。

- 展示期間**  
①海田東公民館1階 図書室前  
12月4日(水)～12月10日(火) 開館時間中  
②織田幹雄スクエア2階 ギャラリー  
12月11日(水)～12月17日(火) 開館時間中  
③役場1階 ロビー  
12月18日(水)～12月24日(火) 8時30分～21時  
※①～③とも 最終日は14時まで。

**お知らせ 毎年12月3日～12月9日は「障害者週間」です**

問 社会福祉課(役場2階)  
☎823-9207 FAX.823-9627

障がいのある人の福祉について関心と理解を深め、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

障がいがある人もない人も、お互いを尊重し支え合う社会をめざしましょう。

**障がい者虐待を防ぎましょう**

障がい者に対する虐待には、障がい者を養護する家族や施設職員などから受ける、暴力による身体的なものや、怒鳴るといった心理的なものなどがあります。障がい者虐待の例としては、次のようなものがあります。

- ①身体的虐待
- ②性的虐待
- ③心理的虐待
- ④放棄・放任(ネグレクト)
- ⑤経済的虐待

海田町では、障がい者に対する虐待の通報や相談を受け付けています。

通報や相談を受けた後、慎重に事実確認を行い、虐待が疑われる場合は、本人や家族への支援を行います。

**お知らせ 第76回人権週間は12月4日～12月10日です**

問 社会福祉課(役場2階)  
☎823-9207 FAX.823-9627

人権とは、人が人らしく生きる権利で、生まれながらもつ権利です。

しかし、いじめや虐待、性被害などの子どもの人権問題、インターネット上の人権侵害、障がいのある人や外国人、性的マイノリティなどに対する不当な差別や偏見、部落差別(同和問題)、ハンセン病問題といった多様な人権問題が依然として存在しています。

「人権週間」を機に、私たち一人一人が主体的に豊かな人権意識を育て、明るく住みよい社会をつくりましょう。

身近な人権問題を知るためのショートストーリーはこちら

◎**人権相談所を開設します**

- 日時** 12月11日(水) 10時～15時
- 場所** 役場1階 多目的室1-1A
- 申し込み** 不要

